

## 経済建設分科会会議録（要旨）

○開催年月日 平成30年4月6日（金）

午前10時00分 開会

午前11時45分 閉会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	呉屋 等
委員	宮城 司
委員	伊佐 哲雄
委員	知名 康司

副委員長	濱元 朝晴
委員	知念 秀明
委員	米須 清正

○欠席委員（0名）

--	--

○市当局出席者（5名）

土木課長	又吉 直広
土木二係長	武島 祐文
土木課担当技査	嶺井 実克

土木課主任技師	仲村 穰次
土木課技師	吉味 英輝

○議会事務局職員出席者 大城 拓也、渡嘉敷 真

○本日の分科会の協議日程

第3回議会報告及び市民との意見交換会について

①市道認定の状況確認

②議会報告の内容の確認

## 経済建設分科会

平成30年4月6日（金）

○呉屋 等 委員長 経済建設分科会を開会いたします。

（開会時刻 午前10時00分）

---

### 【議題】第3回議会報告及び市民との意見交換会について

①市道認定の状況確認

②議会報告内容の確認

---

#### ～本市の現況等の確認～

○呉屋等 委員長 私道を道路基準認定要綱に基づき市道に認定する方法について説明いただきたい。

○土木課長 認定方法については、市議会の議決をもって認定となる。私道の無償譲渡についてはあくまで地権者の任意であり市道認定されると道路法上の道路になる。メリットとしては、道路法上の道路になるため不法占拠の排除ができる、維持管理は市が行うなどがある。デメリットは無償譲渡すること、道路法上の規制がかかること、交通量がふえるなどがある。

デメリットがあっても維持管理上、市道認定してほしいという要望は多いが、条件に適合する私道は少ない。また、私道を市道として認定しても予算上の制約もありすぐに整備ができるわけではない。

○呉屋等 委員長 市道認定道路の整備財源は何か。

○土木課長 9条予算に余裕があれば活用するが、ほとんど単費で行っている。

○呉屋等 委員長 普天間のクロネコヤマトの裏、市道普天間30号はどのように整備を行ったか。

○土木課長 市道普天間30号は大きな里道であり、市の事業として整備を行った。私道の整備については市道認定の他にも手立てがあり、市が原材料を提供し、地域で修繕してもらう方法がある。ただし自治会を通さなければならず、個人からの申請はできない。

○呉屋等 委員長 現在の市道認定の総延長について伺いたい。

○土木課長 平成29年度末で約144キロメートルとなっている。

- 米須清正 委員 地権者の承諾書以外にも書類が必要か。
- 土木課長 所定の様式に沿って書類を提出していただく必要があるが、業者を入れないと準備は難しいと思われる。
- 伊佐哲雄 委員 借地の場合、地権者はそこに住んでいないため無償譲渡するにあたってメリットがないのではないか。
- 土木課長 不動産管理業者は、道路も含めて借地料を取っていることが多い。また、道路分は税金もかからず、無償譲渡する人も少ないため事例もない。
- 伊佐哲雄 委員 そういう場合は、不動産業者等の管理者が道路を整備すべきか。
- 土木課長 そのとおりと考える。
- 知名康司 委員 真栄原などでは市道認定されたにもかかわらず事業化できていないが、現状について伺いたい。
- 土木課長 真栄原地区は区画整理事業の規制を解くために、市道認定をして土地活用を行うことになっているが、道路事業化するには難しい面があり手法を検討しているところである。
- 伊佐哲雄 委員 真栄原地区は事業計画もない中で市道認定したのか。
- 土木課長 規制を解くために代替事業として市道認定している。住民への説明も行っているが、整備時期までは伝えていない状況である。
- 知念秀明 委員 道路認定基準要綱をクリアしている私道で、地権者から要望があった場合でも市道認定を断ることはできるのか。
- 土木課長 基準に合致していれば断る理由はなく、また断ることもできない。あくまで市道認定は議会が行うものである。
- 米須清正 委員 行き止まり道路の認定について伺いたい。
- 土木課長 行き止まり部分が短い場合、回転広場がある場合、幅員6メートル以上ある場合は可能である。開発業者もほとんど基準を考慮して開発をしている。
- 呉屋等 委員長 市道宜野湾11号について、平成26年6月の認定部分のほかに、過去に認定されている部分もあるがその経緯等について伺いたい。
- 土木課長 沖国大裏は昭和57年に、昭和63年に上原地区、平成26年に返還地を認定している。現在は防衛局による支障除去の工事中である。引渡し時期は未定だが返還後おおむね2年と聞いている。なお、今後の用地取得予定は128筆となっている。
- 米須清正 委員 道路の定義等について資料提供いただきたい。
- 土木課長 提供いたしたい。

○呉屋等 委員長 土木課からのヒアリングは以上とし、これから先は報告の資料の内容確認を行います。

～報告資料の内容確認～

---

○呉屋等 委員長 本分科会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前 11 時 45 分)